



平成 19 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 角川グループホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼 C O O 本間 明生
(コード番号 9 4 7 7 東証第一部)
問合せ先 取締役統括マネジャー 梶田 敏夫
(TEL. 0 3 - 3 2 3 8 - 8 7 1 0)

連結子会社の訴訟事件における判決について

当社の連結子会社である株式会社角川グループパブリッシング及び株式会社ビルディング・ブックセンターが当事者となっている訴訟事件につき、下記のとおり判決の言渡がありましたので、お知らせいたします。

記

1. 当該連結子会社の名称等

- (1) 東京都千代田区富士見二丁目 1 3 番 3 号
株式会社角川グループパブリッシング
代表者代表取締役 関 谷 幸 一
- (2) 埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢 3 1 5 番地 1
株式会社ビルディング・ブックセンター
代表者代表取締役 石 金 彰 一

2. 訴訟の内容

- (1) 事件の表示
東京地方裁判所平成 15 年(ワ)第 22886 号 損害賠償等請求事件
原告：株式会社角川グループパブリッシング及び株式会社ビルディング・ブックセンター
被告：株式会社主婦の友社、主婦の友図書株式会社及びパワーネットワーク株式会社
- (2) 事件の概要
本件訴訟においては、(株)主婦の友社が業務提携契約を解消したことによ

り(株)角川グループパブリッシングが損害を被ったこと等を理由として、
〔A〕(株)角川グループパブリッシングが(株)主婦の友社に対し、金 10 億 4320
万 7978 円の債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償等の請求をし、〔B〕
(株)ビルディング・ブックセンターが主婦の友図書(株)に対し、金 1 億 4116
万 2000 円の不当利得返還等の請求をし、〔C〕(株)ビルディング・ブック
センターがパワーネットワーク(株)に対し、金 7316 万 4000 円の不当利得返
還請求をしているものです（訴訟提起日は平成 15 年 10 月 6 日）。

3. 判決言渡の日等

東京地方裁判所において、平成 19 年 4 月 27 日に判決の言渡があり、〔A〕
(株)角川グループパブリッシングの(株)主婦の友社に対する請求額の一部、及び
〔B〕(株)ビルディング・ブックセンターの(株)主婦の友図書(株)に対する請求額の一
部が、それぞれ認容されました。

4. 判決の内容の詳細及び今後の見通しについては、判決文を取得次第、追っ てお知らせいたします。

以 上